

様式第 1 号（第 6 条関係）

令和 3 年●月●日

公表所管課長 様

まちづくり推進課長 長野 静香

会 議 要 録

名 称	第 10 回西予市地域づくり活動センター市民検討委員会	
事 務 局	政策企画部まちづくり推進課地域づくり活動センター推進室 地域づくり活動センター推進係	
	電 話 0 8 9 4－6 2－6 4 0 3	
	F A X 0 8 9 4－6 2－6 5 7 4	
開 催 日 時	令和 3 年 1 月 19 日（火曜日） 9:28～11:52	
開 催 場 所	宇和文化会館 2 階 中ホール	
出席者	委員	31 名（欠席 3 名）
	その他	
	事務局	10 名
議事内容（要旨）		
委員長	進行：前田眞・愛媛大学教授（委員長）	
	1．開会 本日の検討委員会を開会する。早速議題に沿って進めていきたい。最初に報告事項について、西予市公民館分館制度分科会について、分科会会長よりお願いしたい。	
分科会会長	2 報告事項 ・西予市公民館分館制度分科会の進捗報告 第 8 回西予市公民館分館制度分科会（以下、「分科会」と言う。）を令和 3 年 1 月 15 日（金曜日）午前 9 時 30 分から三瓶文化会館にて開催した。出席者は委員 16 名。傍聴者は三瓶町の住民が 4 名、西予市議会議員が 3 名、三瓶町外から 1 名、マスコミ関係者 2 名の合計 10 名。	

これまで分科会では、市民検討委員会で以前配布された「資料9 分館制度の取り扱いについて」から、「行政区の拠点」としての19分館の今後について、歴史的経緯などを踏まえて検討を進めてきた。第5回からは、行政区の拠点を個々に協議すると意見がまとまらないことから、行政区の拠点の核としての地域づくり活動センター（以下、「センター」と言う。）となる公民館の在り方を先に検討し、素案を作成して、行政区の拠点を検討していくという流れで会を進めてきた。

第7回までに出てきた分科会での懸案事項として、本日の委員会のなかで検討される5つの三瓶町内旧小学校区の活動センターでいいのかという内容が出てきた。三瓶地区の行政区の拠点として19の分館は、東公民館地区で10拠点、北公民館地区で周木地区を含む4拠点、南公民館地区で下泊地区を含む5拠点がある。それぞれの分館に歴史的経緯があるため、それを踏まえたセンターでいいのかについて検討を進めていく。

第8回の分科会では、まず、三瓶東公民館の在り方について検討した。三瓶東公民館は現在、三瓶文化会館内に公民館施設があるが、町内3,000人余りの住民の拠点でもある東公民館が間借りの形でいいのかを議論の出発点とし、所在する文化会館がセンターになるとすれば、どのような点を考慮しなければならないのか、施設の活用案、防災等の機能を有した新しい施設の建設案、1つを建設し2館体制とすることや、地域づくり活動、今後の人口、市の予算、持続可能な拠点などの視点からも多角的に協議を深めていく。

次回（第9回）も、東公民館の在り方を引き続き協議し、老朽化した北公民館の新たな建設や、周木地区を含めた北公民館、下泊地区を含めた南公民館の在り方について議論を深めていく。3月までに、これらの問題について解決への方向性はなかなか出にくいだろうと予想するが、住民や地域の意見を十分把握する必要があるのではないかと考え、※次回の分科会では、同日に分館長会も開き、分科会の様子と分館長からの意見を聞く機会を設定したい。

※会議終了後、分科会会長より訂正

「同日ではなく分館長会でご意見を聞く機会を開いた後、次回の分科会を開く」。

分科会で協議したことは、住民にも十分周知し、住民全体の意向を把握することで新たなセンターの在り方、行政区の

委員長	拠点のありようを考え、じっくり検討していきたい。前回の分科会の様子については、本日から西予 CATV のニュースで放映予定であり、機会があればご視聴いただきたい。 分科会会長の報告について、質問や詳しく聞きたいというご意見はないか。 (意見なし) なければ、協議事項に移る前に、昨年 12 月 25 日(金)に当委員会から市長宛に中間報告を提出いたしました。中間報告の様子は愛媛新聞にも掲載され、合わせて委員の皆様にも送付した。何かお気づきの点があれば、委員会終了後でも事務局へお伝えいただきたい。 それでは、本題に移る。
事務局	3. 協議事項について 皆様に事前に送付させていただいている資料について説明する。本日は、「地域づくり活動センターを設置する」ためにはどのようなことが求められるのかというテーマについて、皆様からご意見を頂きたく、資料をご用意させていただいた。 今回の検討事項 5「公民館がない地域への設置について」、及び検討事項 6「センターの設置箇所について」につきまして、地域の皆さんにとって大変重要な検討事項であると事務局では考えている。今回ご提示させていただく内容は、地域の皆様に自分たちの地域ではどのようなセンターが必要かを考えていただく材料として、現段階での、事務局側として考えている案である。 地域の方々にとって、自分たちの地域はどのようなセンターの形がいいのかを十分検討していただくために、できるだけ多くの選択肢の中からご検討いただけるようにしなければならないと考えている。そこで、この資料を基に、付け加えること、省くところなど、皆様のご意見を頂きたい。 今回、委員の皆様からいただいたご意見を基に、文書化して、次回の市民検討委員会(以下、「委員会」と言う。)にて、委員の皆様にご意見をいただけるよう進めてまいりたい。 それぞれの地域での、考えや状況は違ってくると想定するが、中間報告での、地域づくり活動センターの 4 つの機能が備わった自分たちの地域づくり活動センターはどうあるべきか、地域住民の方と行政が一緒になって、センターの設置に

	については考えていく必要があると考えている。 今後、この委員会でセンターの設置に対する方針を答申として、市長へご提出いただいた後、行政側でその答申を基にセンター推進計画案を作成し、それぞれの地域住民の方へ説明していく。そのうえで、それぞれの地域でセンターの設置箇所をご協議いただき、決定していただけるよう支援してまいりたい。 それでは、担当より資料に基づいて説明する。
事務局	●資料 42 の訂正（お詫び）と関係図について説明。資料 42 のなかでタイトルの「値域」を「地域」に訂正。 ●検討事項 5、6「地域づくり活動センターの設置について（案）」を説明。
委員長	今の説明でセンターの設置で「組織」と「拠点」について説明していただいた。説明内容から一個ずつ詰めていきたい。 1「センター（組織・拠点）の設置箇所」について基本的な考え方として3つの考え方が提示されたが、皆様からのご意見はいかがか。
委員 A	説明資料の項目について、「4」については議題が同じということではよろしいか。
事務局	その通り。
委員長	「4」は「4-1」として拠点を設置する場合、「4-2」として拠点を設置しない場合の2通りのパターンがある。タイトルは一緒で、同じ項目について考え方が2つあるということである。
委員 A	令和元年から市政懇談会や分館説明会についての資料の中で、27の旧小学校区で「おおむね」という言い方をしていた。中間報告についての愛媛新聞の記事と今回の資料には「基本」とか「原則」という言葉が出てきている。意味があって言葉が変化していると思うが、どのように変化したのかについてご説明していただきたい。
委員長	言葉の使い方ではあるが、基本的な考え方は変わっていないと思われる。事務局いかがか。
事務局	市政懇談会では「おおむね」という表現であった。その時点では何も決まっていないということで、こういった形で考えている、おおむね27小学校区でということで使用した。「原則」というのは、新聞記事で出ていた言葉であるが、基本的な

委員 A 事務局	考え方として、今回お示しさせていただいたものと捉えていただきたい。 「おおむね」と「基本」の違いは何か。 「おおむね」はまだ決まっていない段階で。ぼんやりとした考えということで説明した。事務局で考えている「基本的考え方」を基に考えていただくことで案を提示している。
委員 B	2つの検討事項に関連して、資料 42「地区別公民館と地域づくりの組織一覧」で、相対的に明浜、城川、宇和地区では人口減少が合併時より 1,500 人を超えている。宇和町と同等で、野村町が 3,128 人、三瓶町が 2,417 人減少している。昨日、合併時と地域づくり事業が始まった平成 23 年度の人口データ提示を事務局に依頼した 合併当時はほとんどの地域で、1 世帯の人数が 2 人以上であったが、現在は 2 人を切っている地域もある。我々は先のことも考え、なおかつセンター化を推進する立場で発言しているので、資料提示の際は、内容についても分析してほしい。 2 点目に、同じく一覧表から読み取っていくと、宇和町内でも人口減少している地区があるが、人口密度からすれば、明浜町、城川町と同じ人口減少となっている。それは、他地区または町外に出られたか、統合または廃校による通学通勤によるものか、産業構造の変化によるものかをどのように分析しているか。 3 点目に、これから始まるセンターでの交付金について、過去は均等割、人口割、面積割が 4 : 4 : 2 であったものが、5 : 3 : 2 に変わっている。これからは地域力を高め、人が各種団体、地域と、人を動かすために人口密度を重んじる割合に変えて欲しいと考える。 これは、現在の地域づくり基礎型交付金をみると、大野ヶ原むらおこし会で 182 万円となっている。この金額は、三瓶町だと、周木ビリ島むらおこし会の 165 万円、下泊地域づくり振興会の 150 万円と類似する。大野ヶ原地区は面積が比重を占めているから金額が大きいと考える。私は何度も別の会で、面積とは何か、土地や河川などを含めているが、明浜町と三瓶町は海域を入れていないので非常に金額が少ないことは歴然としている。これからは、人が人を動かしネットワークをつくる組織をつくるので、面積割をなくし、人口割・人口密度と均等割で運営するという考え方を理事者に持っていただきたいと考えている。

委員長	今のご意見について、世帯変容の考え方、地域への関心度を測る要因、交付金事業の割合については、ご意見として預からせていただく。
委員C	「おおむね」「原則」にこだわるかどうかポイントになると考える。小学校区で本当に必要なのか。小学校区にはないけど必要なところがあるのではないかと考えられる。どのように皆様は考えられているかお聞きしたい。
委員D	地域における困り事に対して、協力して私たちが解決していく姿と、課題解決していく方がいれば協力する姿、その間で支援を受け入れできるような体制と、地域が受け入れるような方々のために一緒に協力していく体制が基本ではないか。その拠点でどのような活動ができるかの仕組みを考えていくことが必要では。
委員長	将来のイメージとして、支援できる体制を作ることが大事と考える。
委員A	項目1の③「既存の公共施設（公民館等）を活用するものとする」の「ただし、」の中で、私は前々から三瓶東公民館は、センター化するのであれば、令和元年6月議会だと思うが、当時の担当部長が三瓶文化会館の現状として、文化会館の受付事務所に三瓶教育課、三瓶東公民館が使用しているとあった。この場所を想定しているが、文化会館全体または一部については他の施設も考えられ議論が必要であることは、議会で理事者が述べたことは我々にとって大事な発言であると考えます。「議論する」とあるので、三瓶東公民館をセンターにするには、どのような議論が必要かについて、一年半が経過しているので、明確にしていきたい。
委員長	基本は行政と地域が話し合いながら決定していく形の進行になると想定する。
委員C	小学校区での考え方で、例えば、4のなかで、公民館のない地域でのセンターの在り方について、センターのない地域の任用職員がセンターへ行って活動するという考え方であれば、これは「サブセンター」という認識で理解してよいか。具体的に言えば、三瓶南公民館であれば、センターになった場合、下泊地区がセンターを作らないということであれば、三瓶南公民館で活動し、下泊分館は「サブセンター」という形態

事務局	になるのか。 下泊地区が、センターとしての建物がいないという判断をし、三瓶南公民館を使って組織活動を行うのであれば、下泊分館は「サブセンター」という考え方ではなく、建物が必要でないことから三瓶南公民館と一緒にすることである。組織はあるが南公民館で活動することになるので、「サブセンター」という認識はこちらにはない。
委員 C	今ある分館がなくなると、集会所で今後活動するということになるのか。最終的には経費の 10 割負担で集会所を運用することになるのか。
事務局	地域が建物を必要とするのであれば、そのような考え方になる。
委員 C	蔵貫地区が南公民館を使うということになれば、経費の扱いが違ってくる。センターができるかできないかで地域負担の割合が違ってくることは大事なことで、小学校区に限ることは必要なかどうかを質問した。
委員長	センターが設置されない地域で、小学校区単位で組織はできるが、建物はなくなる可能性がある。集会所等の扱いについては地域での判断もあるので、維持については地域で協議をしながら決めていくということになる。他の地区のご意見を伺いたい。
委員 A	先ほどの質問で、担当部長が「今後議論していく必要がある」とあるが、議論はどこでなされるものか。
事務局	答申を受けて、市が推進計画案を作成し、案ができた時点で地域へお話を伺うことになる。
委員 A	議会で答弁されていることから、行政の関連部署で議論していただき、そのお話をさしていただくかと思ったが、全く行政では議論されていないということか。
事務局	市民検討委員会でセンターの在り方、方向性について答申をいただき、地域で話し合いしていかなければならないと考えている。地域の皆様と議論することが必要である。
委員 A	行政関係部署での議論が必要だと考えていたが、西予市の中での議論は必要ないということか。検討委員会でお話したことを地域でお話することで、それ以外の場でいないということか。西予市の担当部署はしなくてよいということか。担当部長にお聞きしたい。
政策企画部長	当時の総務企画部長がどのような思いで発言がなされたか確認できない。必ずしも市民検討委員会だけの話ではなく、

委員 A	1 年半の間にこういった議論をしてきたかという検討結果が今日出てきている資料に表れているものと考えている。この場でも議論していただきたく、検討委員会の答申後も引き続き議論していきたい。どこで切るという話ではなく、場面を変えて議論を重ねたい。
委員 E	住民代表の議員が質問しての答弁であるので 100%信頼している。大事な案件だと心に留めていただきたい。 検討事項案 1 頁の「1 センター（組織・拠点）の設置箇所について」のなかで、【基本的な考え方】①の旧小学校区に一つの設置について、私は非常に受け入れがたい。実際に東宇和地域は、主に旧小学校区に公民館があるが、三瓶地区にはそういった形態の公民館がない。ただし、19 行政区にそれぞれ分館としてあるので、27 の旧小学校区を基本とすることについては、三瓶小学校校区が一番多く、拠点を 2 か所作っていただきたいと先日提案した。 27 の区域に関わることで、先ほどの事務局からの説明では、人口が多いところは本庁支所が近くにあることから、他の業務に集中して仕事ができるとあった。なぜセンターを作るのか、行政窓口だけでなく、近くにあったとしても、他の 3 つの場も大事になってくる。そのあたりの拠点施設、センター長を含む人材にも関わることで、大きな人口の中に組織がなかったとしても、組織を作る大変さはあるが、その観点でいかないと組織の実効性が薄れる。このことから、「27」の数字に固執することには個人的には反対する。
委員長	「基本として」という言い方をしているが、地区の実情に応じて、三瓶東地区の住民と行政で 2 ついるという話になることもある。捉え方として、事務局としては、各地区の実情は違うということを認めた運用をしていきたいことから、「基本として」という言い方に設定している。言葉の使い方について議論をいただきたいが、他の地区の皆様はこれについてどうか。宇和地区の実情はどうか。
委員 F	地域の皆様の声はあまり聞いていないため、個人的な意見になるが、センターの場所や職員は抜きにして、センターの数については宇和地区においては一つでよいと考える。8,200 人の人口からすれば、3 つに分けたほうが課題に沿った取り組みができると考えるところだが、宇和地区においても人口減少、高齢化が進んでいる。将来においても、センターの運営自体が難しくなってくると考える。 宇和地区は、宇和公民館を軸に車で、10 分以内でいける範

委員長 委員 G	囲で、生活面においては恵まれていると考える。その分他地区と比べると地域の困り事は少ないと考えている。今まで通り 1 つの拠点で工夫していけば運営できると考える。 野村地区についてはどうか。 野村地区は、歴史的に公民館は一つで、新たに施設をという意見は住民の中から出ていない。地域人材の確保でも負担になっており、関係図を見ても、地域づくり組織が大変重要な役割になると考える。野村地区でもう一か所センターといっても、とても間に合わない。野村地域づくり活動センターをどこにも負けないセンターにという気概を持っている。私は、もう一つセンターを作るのは難しいと考えている。
委員長 委員 H	同じ市街地でも実情が違う。「基本」という言葉の捉え方として、これで実施するというのではなく、地区の実情に合った考え方で決めていくという意味合いで使われている。 地域それぞれの実情は尊重しなければならない。拠点、組織ともに、「基本として」を念頭に置くのであれば、まずはそれぞれの地域でしっかり議論することが先であると考えている。市役所の中でも議論が必要だという意見があったが、各地区での議論もまた必要で、市役所の方針の前に、我々はどういうことをしたいという仕掛けづくり、議論の場を地域で持つていくことが大事であると考えている。
委員長	小規模多機能自治をどう実現していくか。三瓶東地区では東地区の在り方について、提案を出すことが大事ではないか。この表現の中で捉えられるかは分からないが、「基本として」の表現としている。
委員 I	中川地区は人口が増えている地区であるが、地区の中での住民の思いや考えは尊重しなければならないと考える。住民の意見を聞きながら、よりよいセンターの在り方を考えていきたい。中身が変わることもそうだが、期間についても柔軟性を持たせたい。旧小学校区というのも柔軟的に考えていくことも可能であるという形で膨らませていただければありがたいと思う。
委員 H	今の委員 I のご意見もごもっともである。この答申が出るときに地区を決めておくのではなく、方針として出すことを急ぐより、時間をかけて住民からの意見や考えをつぶさに聞いていくことが大事なのではないか。
委員 B	昨年 of センター化の説明では、人口減少による将来の財源

	不足や職員の減少が理由であった。それを心配しないで物事を言わしてもらえれば、三瓶地区の問題、三瓶東地区は2つに分けてほしい。夏祭り、秋祭りなど檀家や氏子も違い、地域行事もすべてが違う。持続可能なこの事業をするのであれば、文化や産業を根強くして地域を作っていくことが大事なのではないか。
委員長	柔軟的に考えることと、議論に向けて時間的に配慮して進めていくという意見について、事務局いかがか。
事務局	1 頁の中の①における文言で、地域の中の議論を踏まえてのものになるので、最初から「(27)」を記すのではなく「現地域づくり組織」としたい。地域での協議、実情を含めるということで進めたい。
委員長	以上の修正でよいか（異議なし）。 時間の件についてはどうか。ここでの議論と地域での議論は分けていただく内容だと考えるが、この場は一つの方針を決める場であるので、じっくりとということによろしいか（こちらも異議なし）。
委員長	続いて、検討事項 2 ～ 3 頁の「市街地におけるセンター（拠点、組織）」については委員の皆様の意見はどうか。
委員 A	分科会でも発言したが、行政窓口の必要性について、昨年 8 月に行われた第 5 回検討委員会で「各センターに行政窓口を作る」という意見があった。議会でも部長がオンライン、テレワークや Wi-Fi を使って本庁とセンターで直接話ができ、行政窓口の必要性についてあった。これから、本庁または支所がない地域は直接、発信ができるようにするという意味で各センターに置くと答弁されている。若い人はセンターを有効に使えんと思われている方もいると考えている。行政窓口を各センターに置くと謳われているので、支所に行った方が早いというのでは話にならないので、その通り進めていただきたい。
事務局	検討事項案 2 頁の「本庁及び支所が担うため」という表記が、皆様に誤解を招いてしまうものかもしれないが、行政窓口の場は各センターにあることを想定している。職員がいるので窓口になるが、本庁または支所に近いセンターでは住民の方が本庁支所を利用する頻度が高いと思われる。センター職員が行政窓口として担う業務量も周辺部のセンターよりも少なくなるとの意味合いで表記したものなので、表現を少し違う形に検討したいと思う。行政窓口は必ず各センターにあ

委員 A	ることで間違いはない。 同じく 2 頁の資料に「地域づくり活動への関心が薄い」とあるのは上から目線の表現と受け取れるのでいかがなものか。
委員長 委員 I	おっしゃる通り、表現を修正する。 資料 39 で地域づくり活動センターの 4 つの柱があるが、表記について、行政窓口の場を最後にするほうが良いのではないか。「地域づくりの場」、「支えあい・つなぎの場」、「人づくり学びの場」、「行政窓口の場」とした方が整合性はとれると考える。
委員長	こちらも修正する。
委員 D	地域同士がお互いに情報交換して、地域自体が先生役となって情報・ノウハウを伝えて欲しいと感じている。設置場所は、例えば、明浜支所は同じ建物に伊予銀行が入っているので、銀行に関する情報も入ってくる。民間のノウハウや情報を取り入れる方向で進めてはどうか。
委員長	市街地のことについてはよろしいでしょうか（異議なし）。皆様からいただいたご意見をもとに修正しながら、成文化して次回お示ししたい。4 の議論に移るが忌憚のない意見をいただきたい。
委員 A	4、5 ページについて、周木、下泊地区の住民から実情を聞いた。令和元年 10 月 24 日の周木地区の市政懇談会で、当時の会議録から、小学校跡地等にセンターができるかという意見があり、ここでも「基本的には 27 地区に設置すると考えている」と当時の総務企画部長が答弁している。周木地区単独で設置することで考えてよいのかという市民からの質問に、市長は「今後協議を重ねていくが、現段階での市の考え方はその通りである」と説明されている。周木地区は基本的にはそのようにし、周木小学校跡地をリフォームしてセンターにする可能であるとあった。 市政懇談会の会議録等では、できるものと一般住民の方はとっている。この基本と変わる案をお願いするときはぜひ、丁寧な質問を行政側からしていただきたいと思います。
委員 J	公民館のないセンターで大野ヶ原地区のことがあるが、大野ヶ原地区にセンター設置する場合としない場合の事例から、私個人としては、ぜひ設置されたほうがよいと考える。大野ヶ原地区の自然条件、考え方は他地区とは非常に違い、地

委員長 委員 I	域づくりの問題点と課題点が他地区のものとは断然異なるので、大野ヶ原は大野ヶ原で地域づくりされるほうが活性化につながると考える。設置する方向で希望したい。 地元の方との協議の中で決めていただければと思います。 私個人も、大野ヶ原についてはセンターがあればよいと考える。ただ、センターではなく、西予市内の子どもたちが学べる、いろんな活動ができる複合施設として設置できれば活性化につながるのではないかと。自然環境の場を市民に提供することで複合的なセンター設置の在り方も考えて欲しい。資金面もあるが、そういったところに環境譲与税を充てることが可能で、公共建築物における木造利用促進を活用すれば、センターの建設が可能ではないか。ご検討していただきたい。
委員長	大野ヶ原地区だけでなく、地域の魅力を踏まえたセンターの在り方も丁寧に議論していただき、提案していただければと思う。
委員 A	現在、モデル地域が進んでいることについて、西予 CATV で狩江公民館の実態が先日放送されていた。狩江公民館は楽しく、人がいっぱい来るとあった。これを三瓶南公民館でも進めればと思うが、現在は公民館法の中で運営が進められている。実際にやっていただけると、協議するのに重要な体験ができると考える。 大規模、中規模、小規模で難しいところでやっていただくというのも大事なのではないかと。大規模なセンターなら、宇和公民館をモデル地区として指定し、中規模、小規模というように狩江以外はモデルが進んでいないと思うことから、モデル地区を体験してもらうことで、地域の方に力強さと前向きな発信ができるのではないかと考える。
委員長	地元の方の考えもあると思います。
事務局	モデル 4 地区の狩江、横林、土居、三瓶南の公民館は、それぞれの地域課題に取り組んでいる。三瓶南公民館は下泊地区との今後、実感できるような取組をさせていただきたい。土居公民館は公民館の建て替えを、住民と協議して進めている。実際に地域任用職員を任用して進めているのが狩江公民館で、横林公民館についても令和 3 年度に検討していただくように伺っている。
委員長	他にご意見がなければ、今、協議頂いた内容を成文化して

	次回の検討委員会でお示ししたい。それともう一つ、人材配置の関係図について皆様ご意見はないか。
事務局	●「地域づくり活動センター内関係図（案）」説明。
委員 K	「地域づくり活動センターに備わる機能について」の資料にあった、公民館運営委員会に替わる組織について、複雑なものだと住民には理解できないので、図の中にないとおかしいのではないか。
事務局	センターの外側から監視するような立ち位置に図式化していきたい。
委員 A	支所長とのつながりはどうか。センターで行う機能も、防災なら本庁危機管理課と三瓶総務課とが災害時、防災でつながっている、また、福祉の面でも対面であることが多い。将来、各センターが受け持つ仕事は違ってくる。本庁の機構改革と小規模多機能自治とは同時進行ということだが、明快な答えができない状態なので、こちらは想像するしかない。支所長にも権限があってもよいのではないか。
事務局	「本庁支所所管課長」は必ずしもまちづくり推進課長だけではなく、本庁課長、支所課長で捉えていただいて構わない。市民の方がセンターに来られた対応については担当課長の指示で対応すると捉えていただければ。
委員 A	行政職 3 名の職員はどこの指示を受けて、どこが責任をとるのか。仕事によって権限があり、責任になるのですか。どこの部署の元に仕事をすることになるのか。
事務局	確定ではないが、センターを所管する課長になる。
委員 A	今月 7 日の議員への中間報告において権限についての件のことを聞いた。最後は市長の責任になると思うが、早く明確にしていきたい。
委員 F	関連することで、「監督・指示」という表記について、この意味合いならすでに所在について決まっているか。
委員長	「本庁支所所管課長」とあるので、センターの所管課長だけではないというイメージで捉えられると考えている。様々な課長が対応することになると考える。
事務局	センターを所管する所属はまちづくり推進課であるかもわからないので、所管課は後に発表する。支所においても所管課は定められるものと想定している。
委員 A	本庁の機構改革をできる限り早く示していただきたい。最

委員長 委員 A	後に困るのは住民である。支所長もこの組織図の中に入れていただきたい。オンライン、テレワークといってもセンター職員がどんな案件も本庁につなげば解決するばかりではなく、対面でお話を聞かないと解決できない案件もある。その際は支所長も責任があると考えられるので、図の中に書き加えることを要望したい。 「本庁・支所」ということになればいいか。 本庁の機構改革、支所のことも決まっていない。支所のことで知らされているのは課長が2名になることだけである。 「支所」は施設のことなので、そう書かれても責任は取れないものとするので、施設の誰かという一番責任のある方を書いていただきたい。
事務局 委員長	書き方が紛らわしいのであれば、「所属長」という表記ならどうか。 表記はまだ案の段階なので分かりやすくした方がよろしいでしょうか。
委員 I 事務局	下半分でセンター長の囲いに「会計年度任用職員」と書いていない。センター長の役割も大きく変わるので、現在の会計年度任用職員の勤務時間も短い現状がある。そのあたり記載していただきたい。 記載が漏れでおり、申し訳ございません。センター長のかかわり方、会計年度任用職員を追加する。
委員長 委員 A	この件も、事務局に預らせていただきたい 職員が責任を持ち、その上司が責任を取るという組織を作っていただきたい。職員も人間なので、間違いはある。職員を守る、力を出すためにも、組織面をしっかりといただかないといけないと感じる。
委員長 委員 J 事務局	他なければ、今日の議論は終わりたいがどうでしょうか。 資料 41 の地域づくり組織位置図で、大和田地区では、昭和 50 年前後で新農業構造改善事業の指定をとるために、貝吹地区と阿下、釜川、蔵良の 4 つが合併して、大和田小学校を設置した経緯がある。今は野村小学校に統合しているが、将来的には、貝吹は貝吹地区に戻して、阿下、蔵良、釜川が野村地区に戻す方向性の議論をお願いしたい。 お話いただいた通り、大和田地区は 4 つの地区が一緒になって活動している。地域づくり組織である「大和田地区むらおこし会」は 4 つの地区が対等な立場で活動している。地区

委員長	を元に戻すことについては、地域の方のご意見をもとにしっ かり話し合いすることが大切であると考えている。 地元の方のご意見を聞きながら進めていければと思う。他 ご意見等ないか。 (なし) なければ日程調整に入りたい。
委員 C	4. 次回の日程及び協議内容の確認について 第一案の 2 月 15 日（月曜日）9 時 30 分開始に決定。 5. その他 開催会場について、今日のように机一つにつき一人ずつ席 を設けた形だが、次回、開催するのであればもう少し広い部 屋でできるように配慮いただければと思う。市内において新 型コロナウイルス感染者が相次いでいるので、私自身心配し ている。感染者が増えるようであれば、委員会の延期など、ご 配慮いただきたく思う。
委員 D 事務局	次回はどのような内容で検討されますか。 次回は今日の協議内容を明文化し、検討事項 7 の指定管理 者についても併せて検討を進める。会場は本庁 5 階会議室と し、席の配置についても、次回もこのような配置になる。
副委員長	6. 閉会あいさつ 副委員長あいさつ 第 10 回の委員会を終わる。令和 3 年に入り、新型コロナウ イルス感染症対策を講じての開催となり、緊張した日々が続 くと思う。私の感想になるが、新型コロナウイルス感染症に より、社会状況、人間関係が大きく変化しつつある転換期で あると感じている。一方で人口減少が進む中、外からの人を 迎え入れる地域づくりの視点も大事だと感じている。 今日の協議にもあったように、細かい部分は地域での協議、 納得、無理のない体制作りにつながる。どこまで答申しきれ るかどうか心配だが、全ての地域の考え方として当てはまる ようなまとめ方ができればありがたいと思う。引き続きご意 見、ご協議をお願いしたい。 終了 11:52
備 考	

